令和７年度　森林環境譲与税使途内訳

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第34条3項に基づき、下記のとおり公表します。

１　これまでの森林環境譲与税活用の活用状況について（全体像）

区分	令和元年度～令和６年度	令和７年度	計	令和７年度末時点の活用率	事業内容
活用額（円）	134,346,618	89,749,054	224,095,672	41%	木材利用推進事業、森林経営管理制度に基づく森林整備事業等を進めるための積立
譲与額（円）	431,721,000	111,585,000	543,306,000		

２　令和６年度に森林環境譲与税を活用した事業一覧

事業区分	事業名	事業総額（千円）			当年度基金への積立額（千円）	事業内容
		(A)+(B)	(A)うち令和７年度の森林環境譲与税（千円）	(B)うち他の財源（千円）		
② 意向調査、集積計画等作成	森林経営管理制度推進事業（意向調査）	8,910	8,910	0	0	森林経営管理制度に基づく森林整備のための意向調査
⑯ その他（木材・普及啓発関係）	カラマツ材販路拡大事業（カラマツ材住宅補助金）	962	962	0	0	地域資源であるカラマツ材の活用を促進し、その用途の拡大を図るため、県産材カラマツを住宅の建築材料として使用することに対して補助するもの
⑬ 木造公共建築物の整備等	公共施設への地域産材活用事業	20,347	20,347	0	0	地域産材の公共施設への持続的利用を促進し、地域内での流通を活性化させることを目的として、各担当部局の木造・木質化事業を支援するもの
⑤ 森林保護対策	森林再生活用事業（松枯れ対策事業　防災林整備）	10,098	10,098	0	0	松枯れ被害林において、土砂流出、枯損木流出及び根返りに起因する落石等による被害を未然に防ぐため、枯損木の伐倒処理及び集積を行うもの
⑤ 森林保護対策	森林再生活用事業（松枯れ対策事業　緩衝帯整備）	19,952	19,952	0	0	松枯れ被害による倒伏木が獣害柵を破損するのを未然に防ぐため、伐採整備を行うもの
⑭ 木質バイオマス利用推進	木質バイオマス促進事業（薪ストーブ等補助金）	2,529	2,529	0	0	森林等資源の有効活用と、化石燃料に頼らず二酸化炭素削減にも資する薪ストーブ等の普及を図るもの
⑥ 林道・林専道の整備等	林道整備事業	25,931	25,931	0	0	森林整備を進めていくため利用頻度の高い林道を優先的に、林道整備を行うもの
⑮ 森林・林業・木材普及活動等	森林再生活用事業（市民と森林をつなぐ事業）	1,020	1,020	0	0	Ｒ４～Ｒ６年度にかけて策定された、森林長期ビジョンの実現に向け、森林再生を考える市民団体が実施するイベント等の開催への支援するもの
⑰ 基金積立	森林環境譲与税活用基金	21,836	21,836	0	54,908	木材利用推進事業、森林経営管理制度に基づく森林整備事業等を進めるための積立 （なお、21,836千円の内、3,655千円は令和8年度に積立予定）
合計		111,585	111,585	0	54,908	令和７年度譲与額　111,585千円

事業区分表		
① 意向調査の準備作業、森林整備の準備作業	⑧ 担い手確保	⑮ 森林・林業・木材普及活動等
② 意向調査、集積計画等作成	⑨ 林業就業者の育成	⑯ その他（木材・普及啓発関係）
③ 私有林整備	⑩ 専門員の雇用	⑰ 基金積立
④ 公有林整備（財産区有林含む）	⑪ 新たな組織の設立	
⑤ 森林保護対策	⑫ その他（人材育成等）	
⑥ 林道・林専道の整備等	⑬ 木造公共建築物の整備等	
⑦ その他（森林整備）	⑭ 木質バイオマス利用推進	

３　今後の森林環境譲与税の主な活用計画について（R8～）

1　森林経営管理制度推進事業

森林経営管理制度に基づく森林整備のための意向調査を実施するものです。
期間は令和２年から令和１５年にかけて波田、奈川、安曇、梓川、四賀、旧松本と順次調査を行っています。
・令和７年度末時点における実施状況は、波田、奈川、安曇、梓川の対象森林に対し意向調査を実施。
・令和８年度以降は梓川、四賀、旧松本の対象森林について順次調査予定。
また、意向調査結果を踏まえた森林整備を順次実施していきます。（令和８年度　波田・梓川にて6.81haの森林整備を予定）

2　公共施設への地域産材活用事業

地域産材活用検討会議からの提言書に基づく「地域産材の公共施設への持続的利用による、地域内での流通の活性化を目的」とし、各担当部局の木造・木質化事業の支援を行うものです。
令和７年度実施状況は、松本駅お城口広場の木製ベンチ、中町通りの藤棚支木及び周辺木製ベンチ（該当工事のみ活用）、木製サイクルラック（順次、サイクリングオアシス認定店舗へ設置予定）、安曇風穴の里の太鼓橋手すり等への地域材活用を実施。
令和８年度以降も、引き続き公共施設の木造・木質化等にかかる事業に対する支援を実施予定

3　森林再生活用事業（松枯れ対策事業）

平成１６年に初めて松枯れ被害が確認されて以来、奈川地区を除き市内一円に被害区域が拡大しています。
松枯れ被害林において、森林環境譲与税等を活用し、被害拡大がみられる先端地域での垂直方向への伐倒駆除等を進め、アカマツの枯損による根の緊縛力の低下等による土砂流出、枯損木流出及び根返りに起因する落石等による被害を未然に防ぐ対策（以下、防災林整備）を対象地２６．６ｈａを現地調査の上、実施箇所を決定し進めます。
また、松枯れ被害による倒伏木が獣害柵を破損することを未然に防ぐための伐採整備（以下、鳥獣防護柵保全）についても現地調査の上、実施個所を決定し進めます。
・【防災林整備】における令和７年度実施状況は、測量７．０ｈａ、整備８．２ｈａを実施
・【緩衝帯整備】における令和７年度時点実施状況は、被害木を１，５２１本（１，８４４㎥）伐採
令和８年度以降は、市単独の【被害木利活用事業】を創設し、被害材の伐倒搬出などの林内整備を行った後、木質バイオマス（薪やチップ）への転換など、被害材の活用促進を図る予定。

4　森林再生活用事業（市民と森林をつなぐ事業）

令和４年度から令和６年度にかけて、松本市における５０年先の森林と市民との“かかわり”の将来像、理想的な森林の姿、実現のための取組みなどを整理した、松本市森林長期ビジョンが策定されました。ビジョンを推進していく体制は、行政だけではなく全ての市民が関わり推進していくものとしています。
本事業における活用は、ビジョンを推進する市民団体「まつもと森林（もり）と暮らしづくり５０年プロジェクト」の活動運営費として活用されます。
【市民団体の活動状況はこちら（Instagram）：https://www.instagram.com/matsufore50pjt/】

5　林道整備事業

松本市が管理する約９０の林道は、市域の８０％を占める森林へアクセスする重要な路線となっていますが、森林整備等に限られた利用が主で整備が行き届いていない路線が多数あります。
また、近年は局地的な集中豪雨が多発しており、林道側溝の詰まりや路面排水の不良等が原因で施設災害も増加してます。このような状況を受け、森林環境譲与税を活用し、今まで管理できていなかった排水側溝や桝、路面に堆積した土砂等の撤去工事を実施することで、施設災害の防止とともに長期的な森林整備の促進を図るものです。
なお、森林整備を進めていくため利用頻度の高い林道を優先的に、林道状況を確認しながら計画的に実施予定。
令和７年度時点における実施状況は、１３路線の整備を実施。

6　森林林業循環型地域づくり事業

令和５年度に提言された「松本地域産材の流通と活用に関する提言書」より、「地域産材の流通モデル確立」と「地域産材利活用に関するプラットフォーム（場：共通基盤）の創出」に関する具体的な政策を実行するため、地域産材の域内流通・６次産業化モデルの確立に向けた調査・検討を実施するもの。
令和８年度は、基礎調査として各産業へのヒアリング等を行い、地域材利活用に関する新たなプラットフォームの設立と松本地域における新たな流通モデルの仮説（骨子案）の策定予定。

松本市における森林環境譲与税の活用状況（R7年度の主な実績）

森林環境税

森林整備



緩衝帯における
松枯れ整備を実施





林道における
排水整備を実施



森林再生活用事業（緩衝帯整備）
林道整備事業　等

普及啓発





森林再生活用事業（市民と森林をつなぐ事業）
（ビジョンを推進する市民団体への活動支援を行い、
上記を含めたイベント５回が実施されました）

木材利用









公共施設への地域材活用
（松本駅前・中町通りのベンチ、サイクルラック、
安曇風穴の里の太鼓橋 等へ活用されました）





その他
木質バイオマス促進事業（薪ストーブ等購入補助金）
カラマツ材販路拡大事業（カラマツ材住宅補助）